

## はじめに

本節は、コーデックス委員会の作業に参加することを検討している、もしくはその初期の段階にある各国に指針を与え、コーデックス・コンタクト・ポイントの設置に取り組むことを目的とするものである。しかしながら、既にコーデックスに参加している国にとっても、自国におけるコーデックス活動に対する支援の継続のための指針として用いることができる。したがって、国内のコーデックス活動のための資源に対する継続的支援およびその特定の確保に当たる担当者によって時折用いられることもできる一般的な支援資料が含まれている。

コーデックス業務に参加する際に考慮すべき課題が検討され、それにはどの政府省庁が食品安全や食品規格設定において本質的な役割を持っているか、またこれらの省庁がどのように連携してその国のコーデックス活動への効果的な参加を推進すべきか、を特定することの重要性が含まれている。また、すべてのステークホルダーを特定しそのプロセスに含めることの必要性も強調されている。

本パッケージのこの部分は、国内のコーデックス活動をうち立てるプロセスにある国を支援し、その状況に適切な関与水準の特定を手助けすることを目的とするものである。

## モジュール 1.1

### なぜわが国はコーデックスに参加しなければならないのか

しばしば、コーデックス委員会の作業への参加に対する政治的もしくは上級管理職の支援を得る第一歩は、「なぜ参加するのか」という基本的な質問に答えることである。どの国においても、それが発展途上国や、小国経済、先進国であっても、コーデックス委員会の活動に参加するためには、上層部の政策立案者が、限られていることが多い資源を活用した結果として生じる利益を確信している必要がある。

### なぜ各国はコーデックスに参加しなければならなくなったのか

各国にとってコーデックスのプロセスに参加することが重要である理由は以下の通りである：

1. 世界の食品貿易の発展が、消費者により多様な食品を入手する潜在的な機会を創り出した。これは続いて各国に経済的な生産性を拡大する潜在的な機会を創り出した。食品貿易の増加は、消費者の健康を保護し食品貿易における公正な慣行を確保する国際的な食品規格の必要性を高めた。
2. 国家間の食品貿易の増加の結果として、ある国特有である病気が、以前はそのような病気が流行していなかった他国に伝染する可能性がより高くなった。その上、人間の健康に対してリスクを伴うかもしれない食品の国際的な動きとともに、消費者の健康を保護する適切な規格を作成することが重要である。コーデックスは、そうした、必要な場合には、その国の状況に応じてたやすく適応させられうる、すぐに使える規格の概要を提供している。
3. コーデックスは国際的なリスクマネジメント機関であり、コーデックスの規格および関連文書を用いることによって、各国はリスクアセスメントおよびリスクマネジメントプロセスにかかる時間および資金を大幅に節約することができる。コーデックスへの参加およびコーデックス規格の利用は、政策立案者が、適正な品質および安全性を持つ食品を提供し、かつ消費者を保護する、健全な国の食品コントロールシステムを構築する助けとなる。
4. コーデックスは、規格を作成するためのフォーラムであるだけでなく、その作成プロセスもまた、食品安全や品質に関する問題についての情報を交換したり意見を共有したりする機会を提供することに留意すべきである。したがって加盟国は、新たな、または懸案中の技術的進歩、市場に参入する新製品、そして食品安全・品質問題の管理における最新の対策を含む食品安全や品質における国際的な進歩について情報を受け続けることができる。
5. 世界貿易機関（WTO）協定下におけるコーデックス規格の地位は、コーデックス規格の重要性を向上させた。コーデックス規格は、食品安全のための国際的な基準として衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）において明確に参照されている。この協定によると、加盟国は、衛生植物検疫措置が、人、動物または植物の生命または健康を保護するために必要な範囲においてのみ適用することを確保しなければならない、そして国際貿易に

対する偽装制限となるような方法で適用されてはならない。貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）は、国際規格設定機関について言及している。コーデックスは、食品分野における主要なプレーヤーとして指定されている。広い意味で、TBT 協定は、強制規格<sup>訳注1</sup>および適合性評価手続きが、国際貿易の不必要な障害を作る目的で、またはそのような効果を目的として作成されないことを加盟国が確保しなければならないと規定している。

6. これらの WTO 協定は、コーデックス規格を国家規格として採択する加盟国に対し、彼らの国家規格が貿易相手によって異議を唱えられる状況における防御を提供している。コーデックス規格に基づいた国内施策は必要であり、したがって SPS 協定に従っていると見なされる。
7. WTO 加盟国である、したがって SPS および TBT 協定の調印国である各国はまた、コーデックス委員会の規格設定作業に可能な範囲内で参加することも期待されている。

#### 国はコーデックスにどの程度関与すべきなのか

意思決定過程の初期段階において、国に最大の利益をもたらすであろうコーデックスへの関与の程度を確認することに、考慮がなされるべきである。上層部の意思決定者に対する助言を用意する上での良い出発点は、地域内の他国の関与の程度および彼らが開始しているコーデックス活動の種類を評価することである。地域内の各国は、十分な品質を持つ安全な食品を達成することにおいて、しばしば共通の問題を抱え、共通の目標を持っていることから、FAO/WHO 地域調整部会の作業が、長期にわたるコーデックス・プログラムを構築する上での良い出発点だと各国は思うかもしれない。

その上、FAO/WHO 地域調整部会によって取り扱われる活動の範囲は、その他のコーデックス部会のそれよりずっと広い。他の部会は主として規格設定者一規格、指針、実施規範やその他の勧告の作成者である。しかしながら、FAO/WHO 地域調整部会は、食品規格に関するその地域のニーズおよび問題を特定すること、食品コントロールに関する地域のニーズを定義すること、食品コントロールのインフラの強化を促進することが委任されている。したがって、これらの部会の成果の多くは、コーデックスの母体（FAO および WHO）によって提供される技術支援の領域に入る。コーデックス委員会自体はそうした支援を提供することを義務づけられてはいない。しかしながら、部会を通じて、技術的ニーズは特定され、勧告は母体の注意を引くようになる。

FAO/WHO[地域調整]部会への積極的な参加の結果として得られるかもしれない利益は他にもある。戦略的な優先事項に影響を及ぼすことができるだけでなく、部会は、その地域の加盟国の他の専門家とネットワークを形成したり仕事上の関係を深める機会を与える。これは重要課題についての情報の交換や国の地位向上を促進する。国の食品コントロールシステムの開発

---

訳注<sup>1</sup> technical regulation の訳は「強制規格」が定訳とされているようである。

支援に活用されうる技術的な専門知識の扉を開く。その上、FAO/WHO部会の会議に参加することは、コーデックス委員会の会議よりも費用の面でしばしばより現実的である。

大多数の国々は、国際的なコーデックス会議への出席費用は限られており、したがって、優先順位付けおよび戦略的計画が、最も重要な部会の会議にその国の代表を確保するために必須である。以上のように、FAO/WHO地域調整部会に出席する強い正当な理由が、とりわけその国が最近コーデックスに参加した場合に、存在する。

## 政策立案者に説明する

コーデックス加盟国になるための論拠を確立するとき、または政治的関与および資源を必要とする国内のコーデックス・プログラムを開始するときに、上層部の意思決定者に正式な概要説明を行うのが適切かもしれない。

添付の視覚教材一式は、この目的のための概要説明会のアプローチ案の1つである。概要説明は以下に記載されている項目を対象とするが、特定の状況および／もしくはその国のニーズに応じて増強または拡大することができる。例えば、その国の食品由来事件の発生データ、もしくは食品輸入拒否に関する国際的に入手可能なデータや、輸出入食品および経済的便益の算定の分析を含んでも良い。

- ・ コーデックスとは何か？
- ・ 国がコーデックスに参加しなければならない理由
- ・ FAO/WHO地域調整部会の意義
- ・ 必要となる資源

添付の概要説明は10～15分以上かけてはならない。可能であれば、大臣（閣僚）／政府高官数人が同時に説明を受けるのがよいが、これは必須事項ではない。本節の残りのモジュールは、この概要説明の準備を支援する情報を提供する。

とりわけ、コーデックスのプロセスにおける関与の程度や、この関与を維持するために必要な資源、そして国内のプログラムを確立する際に着手されるべき第1歩を各国が決定する手助けをする。

## モジュール 1.2

### わが国がコーデックスに参加したい場合、何になされるべきか

国内のコーデックス・プログラムを設置する決定は、1人の個人あるいは単独の政府省庁により孤立してなされるべきではない。コーデックスのすべての作業は、透明性とコミュニケーションの前提に基づいている。したがって、そうした決定は集団で、このプログラムの実施に関係することになるすべてのステークホルダーの同意を得て行われるべきである。それぞれの省庁はいずれある段階で、コーデックスで検討される問題に主要な関心を持つであろうから、食品安全または食品規格に対する本質的な責任を持つすべての省庁は、意思決定過程に参加するべきである。

#### ステップ 1 – 適切かどうかを決定する

国がコーデックス作業に参加することが適切であるかどうかを決定することが必要である。この点において考慮に入れるべきなのは以下の通りである：

- a) その国は FAO および／もしくは WHO 加盟国であるか
- b) 国の法令におけるコーデックス規格の採択もしくは利用は、その国の消費者の保護を促進するだろうか
- c) その国にとって、国の食品コントロールシステムを導入すること、既存のシステムを改善すること、あるいは国の食品安全事件発生の処理能力を改善することが重要なのか
- d) その国は生または加工した状態で農作物、動物製品、魚種を輸出しているか、そしてその商品や製品のいずれかはその国の経済に著しく貢献しているか
- e) その国が、十分に栄養のある食品供給を確保するために依存している、特定の輸入食品はあるか
- f) その国は WTO 加盟国であるか

もしこれらの質問のいずれかに「はい」と答えられるのであれば、その国はコーデックス委員会の加盟国になるのが適切であろう。

#### ステップ 2 – 支援

ひとたびコーデックス委員会への加盟が適切であると判断されたならば、次のステップは、どの政府部局／省庁が食品安全のための法制化された責任を持っているかを特定し、彼らを予備的な意思決定過程および何らかの説明会に引き入れることである。これは、食品品質・安全に関する法令を管理および／もしくは施行する責任を持つすべての政府部局／省庁を確認することに注意を払いながら、農場から消費者までの、フード・チェーンのどこにおいても適用可能な既存の食品法を検討することを必要とする。

これは単なる確定以上のものを必要とするかもしれない。コーデックスが何をしようとして

いるかについて、そしてなぜその国がコーデックスに参加するのが重要であるかを説明するために、多様な省庁と連絡を取り合う必要があるかもしれない。この点において、第1節で提供されている説明資料は、適切な政府高官に対してコーデックスを習熟させる際に何らかの役に立つかもしれない。とにかく、関連する政府部局／省庁間でのコミュニケーションの必要性は強調してもし過ぎることではない。この初期段階での透明な意思決定過程と良好なコミュニケーションは、将来における多くの誤解や活動の重複を回避するであろう。

これらのコーデックス参加の初期段階においてさえも、その他のステークホルダー——産業界、学界、そして消費者団体——を含める、あるいは関与させることが重要である。彼らは最終決定にはかかわらないかもしれないが、重要な役割を十分果たす。

### ステップ3 — コーデックス・コンタクト・ポイントを確定する

ひとたび国はコーデックスに参加すべきであるという合意が成立したならば、次のステップは、コーデックス・コンタクト・ポイントおよびプログラムの調整責任を持つ部局／省庁を特定することである。第3節は、コーデックス・コンタクト・ポイントの機能に関するより詳細な内容を提供しているが、一国のコーデックスへの参加は共同の取り組みであると理解することが重要である。そうした参加が効果的であるためには、政府省庁だけでなく、産業界や消費者団体との間にも公開の継続的なコミュニケーションがなければならない。

コーデックス・コンタクト・ポイントと、多様なコーデックス部会によって検討されている課題について国の見解を準備することに主要な責任を持つ個人との間には、明確な違いがあることを理解することが重要である。第3節は、国の見解を作成するプロセスおよび、コーデックス・コンタクト・ポイントと、実際に見解を作成する個人との関係について、より詳しく説明している。

今のところは、コーデックス・コンタクト・ポイントは主として調整者であり、国内でのコーデックス活動のための中心であり、その国とコーデックス委員会（およびその事務局）との接点であるということを理解することが重要である。

コーデックス・コンタクト・ポイントと特定された個人は、国内のコーデックス活動を調整する責任と権限が与えられなければならない。指定された個人が、この役割に充てる十分な時間と資源（人的および財政的）を有していることが決定的に重要である。いくつかの国では、政府高官がコーデックス・コンタクト・ポイントであるが、実際の調整と関連作業は専門職員によって行われる。これは、望ましい結果を達成するために必要な資源（時間を含む）が国内のコーデックス活動に充てられるという条件で容認できる。

よくあるのは「コーデックス・コンタクト・ポイントはどこにあるべきか」という質問である。コーデックス委員会は政府間プログラムであり、指定されたコーデックス・コンタクト・ポイントは国家公務員[government official]であるべきである。コーデックス・コンタクト・ポイントと指定された個人は、利害関係を持つすべてのステークホルダーとのコミュニケーションを図り、その業務を行うための十分な支援と資源を有していることが重要である。主要な

役割は、保健、農業、漁業、そして貿易などの関連省庁の実体と交流することである。

コーデックス・コンタクト・ポイントの役割と機能を理解したうえで、どこにコーデックス・コンタクト・ポイントを置くのが一番よいかについての決定はその加盟国次第である。しかしながら、以下の理由で政府がコーデックス・コンタクト・ポイントの責任を引き受けるのが慣行となっている：

- ・ コーデックスは政府間機関であり、コーデックス委員会において決定を行うのは加盟国政府であり、加盟国政府には状況に応じて国レベルで決定を解釈し実施すべきだという期待がなされている。ゆえに、政府がコーデックス活動を調整するのはより妥当である。
- ・ 機能および要件を見ると、ほとんどの場合、コーデックス・コンタクト・ポイントとしてより効果的な位置にあるのが政府である。
- ・ 消費者を保護し、食品貿易における公正な慣行を確保するというコーデックスの目的に関して、中立性が認められている必要があり、政府は一般的にこれを提供する立場にあるとみなされる。

コーデックス・コンタクト・ポイントの位置に関係なく、以下の基準を満たしていることが望ましい：

- ・ コーデックスの作業に携わるすべてのステークホルダーに関して、できる限りの中立性
- ・ コーデックス・コンタクト・ポイントの機能を実行する能力
- ・ コーデックスの活動に利害関係を持つすべての関係者および／または関与者に対する接近  
一般的には、コーデックス・コンタクト・ポイントは省庁に設置されている。正しい、間違っただ配置というのはなく、国の選択の問題である。重要なことは透明性のある意思決定プロセスを持つことである。

#### ステップ4－ 加盟の申請をする

コーデックス委員会は、以下に示した規約の第2条に基づいて、開かれた招待を支持している：

(コーデックス) 委員会への加盟は、国際食品規格に利害を持つすべてのFAOまたはWHO加盟国および準加盟国に開かれている。会員は、FAOまたはWHOの事務局長に対し加盟国だと認められることについての要望を通知した国々から成る。

したがって、ひとたび国によってコーデックス委員会の加盟国になりたいという決定が行われたならば、その要望をFAOまたはWHOいずれかの事務局長に宛てた文書を用いて伝達しなければならない。その文書は、大臣または庁の長官などの政府高官によって適切に署名され、指定されたコーデックス・コンタクト・ポイントの名前と連絡先（必要に応じてEメールアドレスと国のコーデックス・ウェブサイトを含む）が記入されていなければならない。コーデックス・コンタクト・ポイントのEメールアドレスは、可能な限り汎用 [generic] でなければならない。また、その文書の写しは、コーデックス委員会の事務局長にも宛てられなければならない。

ボックス1.2.1は、(すべての項目に) 記入され、加盟申請の文書に添付されるべき書式のサンプルを示したものである。

ボックス1.2.1 加盟通知の用紙	
コーデックス委員会	
FAO	WHO
Joint Office Viale delle Terme di Caracalla Rome Tel 39 06 57051 <a href="http://www.codexalimentarius.net">www.codexalimentarius.net</a> <a href="mailto:codex@fao.org">codex@fao.org</a> Facsimile 39 06 5705 4593	
FAO/WHO合同食品規格プログラム コーデックス委員会加盟通知	
_____ 政府は国際連合農業食糧機関の事務局長および世界保健機関の事務局長に、コーデックス委員会規約第2条に基づき、加盟国と認可していただきたい旨を通知させていただきます。	
1. 裏面にコーデックス委員会の下部機関一覧が与えられている。これらの下部機関の会議への招待状のすべてが、FAOおよびWHOの加盟国へ送付される。これらの会議に関する文書はすべての指定されたコーデックス・コンタクト・ポイントへ送付される。	
2. コーデックス国内委員会が発足しているか/していないかを示し、その住所を記してください： _____	
3. コーデックス規格に関する事項のすべての技術的文書および通信文書が送付されるコンタクト・ポイントの名前、住所、電話およびFAX番号、Eメールアドレス（個人アカウントよりも組織アカウントの使用が推奨される）を記してください： _____ _____ _____	
4. コーデックス規格に関する事項のためにコンタクト・ポイントに送付されるコーデックス文書は、何部送付されるべきか、何語で送付されるべきかを示してください。 _____ English _____ French _____ Spanish (英語、フランス語、スペイン語のうちから、希望する言語の前に印をつけてください)	
加盟届記入者： 名前：_____ 役職名（正式名称）：_____ 住所：_____	
コーデックス委員会の下部機関 <sup>1</sup>	
一般問題部会 食品添加物・汚染物質部会 食品輸出入検査・認証制度部会 コーデックス食品衛生部会 食品表示部会 一般原則部会 分析およびサンプリング方法部会	

<sup>1</sup> 本マニュアルにおけるコーデックス下部機関についての言及は2005年3月時点の状況に基づいたものである。より最新の情報はコーデックスのウェブサイトを参照されたい。



残留農薬部会  
食品残留動物用医薬品部会  
食品輸出入検査・認証制度部会

**個別食品部会：**

ココア製品（・）チョコレート部会\*  
油脂部会  
魚類・水産製品部会  
生鮮果実・野菜部会  
乳・乳製品部会  
加工果実・野菜部会  
ナチュラル・ミネラル・ウォーター一部会\*  
食肉衛生部会\*  
穀物・豆類部会\*  
糖類部会\*  
植物タンパク質部会\*

**政府間特別部会：**

果実および野菜ジュース  
バイオテクノロジー応用食品

**地域調整部会：**

アフリカ調整部会  
アジア調整部会  
ヨーロッパ調整部会  
ラテンアメリカ・カリブ海部会  
北アメリカ・南西大西洋部会  
近東部会

\*印の部会は無期限休会中

## モジュール1.3

### どんな資源が必要なのか

国がコーデックス活動を拡大するために必要な資源は、その国が参加する程度による。国がコーデックス委員会の加盟国になり、その作業に参加する決定を行うとき、その国がすべてのコーデックス委員会の下部機関に参加する必要はない。ほとんどの発展途上国や小国経済は、自国の地域のFAO/WHO地域調整部会や、自国にとって重要な製品のための規格を作成する1、2の部会／特別部会に焦点を当てる傾向がある。

### コーデックス・コンタクト・ポイント

モジュール1.2で示唆されたように、国がコーデックス委員会に加盟したいという要望を明らかにした際に、コーデックス・コンタクト・ポイントが指定される。

指定されたコーデックス・コンタクト・ポイントが、日常のコーデックス業務との現場でのかわりの少ないかもしれない政府高官という国もある。実際の調整と関連作業は専門職員によって行われるという国もある。これは、その調整作業およびコーデックス・コンタクト・ポイントへの報告を定期的に行う権限および時間がある専門職員[professional officer]がいるという条件で容認される。

コーデックス・プログラムの日常管理および調整の責任を有する職員は、望ましくは食品安全／食品規格設定の経歴を持つ、専門職員がよい。その個人はそのプログラムを調整する十分な権限を与えられ、それに充てる十分な時間を有していなければならない。理想的には、その個人は他の職務を持つべきでないが、これは常に現実的であるとは限らない。にもかかわらず、その個人はコーデックス問題を扱うために確定された割合の時間を充てることができなければならない。その時間は、国が参加する部会の数や、その専門職員の訓練の程度などによって異なる。そのニーズを決めるのは個別の国であるが、推奨される最小配分は、最小限のコーデックス活動（FAO/WHO地域調整部会に限った参加）で考えると、その人の時間の約25%（1週間あたり約1日と1/4）までをコーデックス活動に割り当てることである。

十分な行政上のおよびロジスティックな支援を、コーデックス・コンタクト・ポイントが利用できること、例えば十分な事務所スペース、電話、コンピュータ、Eメールなど、が重要である。第3節はコーデックス・コンタクト・ポイントの機能および活動についての詳細を提供している。

### コーデックス・コンタクト・ポイントに対する行政上の支援

コーデックス・コンタクト・ポイントによって必要とされる支援の程度は、その職員の配置次第である。公式のコーデックス・コンタクト・ポイントとコーデックス事務所（日常業務を調整する職員および補助スタッフ）の併置は、効率性の点において効果があり、配分された資

源のよりよい有効性を高めることにつながる。

資源配分の点において、コーデックス・コンタクト・ポイントの責任を有する職員を補助するために任命された行政職員／個人秘書または事務官がいるべきである。彼（女）は、自分の時間の最低 25%をそのプログラムの支援に充てることができなければならない。コーデックス・プログラムへのその他の人的資源の配分は、必要とされる参加および調整の程度次第である。この問題は第 3 節でより十分に扱われる。しかしながら、コーデックス加盟国としての継続的関与を決定する際、予測される参加および関連する予算上の影響の予備的評価は、意思決定過程におけるこの段階においてなされるべきである。

## インフラストラクチャー

コーデックス加盟国になる際、国は、コーデックス・コンタクト・ポイントとローマを本拠地とする事務局との接点、そしてコーデックス・コンタクト・ポイントとその国内のステークホルダーとの接点、同様にその地域内の他のコーデックス加盟国との連携を設立する責任を負う。特定のインフラの問題が扱われる必要があるだろう。

## コンピュータ設備

ローマにあるコーデックス事務局とコーデックス・コンタクト・ポイントとの第 1 の連絡方法は電子メールを介してである。その上、コーデックス委員会により採択されたすべての規格、指針および勧告は、コーデックスのウェブサイトに掲載される。したがって、コーデックス・コンタクト・ポイントおよびコーデックス・プログラムの管理に携わる職員は E メールおよびインターネットにアクセスすることができるコンピュータ、そして最新のソフトウェア性能を備えていることが必要である。

実用的見地からは、そのプログラムに関する連絡がコーデックス・コンタクト・ポイントあるいは組織の一般的な E メール・アカウントにまぎれてしまわないように、コーデックス・プログラムのための固有の E メールアドレスを開設することが望ましいだろう。多くの国は、以下の方法で E メールアドレスを開設し、高い成功率を上げている：`(codex.countryname@...)`。また、万一コーデックス・コンタクト・ポイントに指定された個人に変化があった際に、情報の流れに障害がないことを確保するのも役立つ。

## オフィス

コーデックスのオフィスは、既存のオフィスに設置されてもよいし、または分離した施設を与えられてもよい。どのような配置が行われようと、重要なのは作業が行われる指定の場所／施設をコーデックス・プログラムが有していることである。

## 不可欠の設備

コーデックスオフィスの電話およびファクシミリへのアクセスは、プログラムの全体的な効

率性にとって不可欠である。コピー機および書類整理棚は、コーデックス文書および関連する通信の処理および整理を容易にするであろう。

### **書庫／読書施設**

ほとんどのコーデックス文書は電子的に入手可能である一方で、すべての利害を持つステークホルダーがコンピュータへのアクセスを有しているとは限らない。したがって、今でもコーデックス文書の一部を印刷したコピーを管理する能力を有する必要がある。コーデックスの作業の透明性とコミュニケーションを確保する必要性により、読書施設の開設を行った国もある。これは利害関係者（産業界、消費者）のために、コーデックス文書への容易なアクセスを確保する。また、利害関係者がコーデックス資料を電子的に入手するための専用コンピュータを設置している国もある。

## モジュール 1.4

### わが国がコーデックス作業に参加するには何から始めるべきか

この時点までに、その国はコーデックス委員会の作業に参加するという、すべての関連省庁により合意された決定を行った。コーデックス・コンタクト・ポイントは特定され、そしてコーデックス・コンタクト・ポイントが効果的に機能するための資源は入手可能になった。

さてやってきたのは困難な部分——コーデックスへの参加を実現することである。それぞれの国の法制および行政上の枠組みは異なるという事実を考慮に入れると、国際的な連携を含む国内コーデックス活動に着手する様式は国によってさまざまである。この文脈において、以下の考慮事項が、コーデックスへの実際の参加を開始するために取られうる、推奨されるステップとして示される。

#### 他の政府省庁と接触する

これまでのモジュールで説明したように、コーデックス委員会の食品規格設定作業に参加する決定は孤立して行われるべきではない。政策決定過程において他の関連省庁と協議し、そのプロセスに参加してもらう必要がある。同様に、コーデックス活動への参加の取り組みにおいて、これらの他の省庁も引き続き参加する必要がある。

望ましい第一歩は、関連省庁における連絡先（すなわち、氏名、役職、連絡先詳細など）を確認することである。これには氏名、電話番号、もしあれば E メールアドレスを含めるべきである。次のステップは、その人に連絡を取り、コーデックスとは何かについてのあらましや、その国の参加の性質およびこの接触により果たされることが期待されている役割を説明する、簡単な顔を突き合わせての会議を設定することである。そのような接触で伝えられるべき重要な点は、コーデックス・コンタクト・ポイントがコーデックス問題についての情報提供を入手しに行くことができるような、その省庁における中心に彼らになることである。例えば、コーデックスで魚に関する規格について議論されている場合、コーデックス・コンタクト・ポイントは漁業についての責任を有する省庁がその過程に携わっていることを確保し、その国の見解を作り上げる際に先導的な役割を担う。この協議過程は第 3 節でより詳細に論じられる。

各省庁における接触の数は、その関係省庁の組織構造および任務により異なるだろう。例えば、1 つは技術者、もう 1 つは政策立案者という 2 通りの接触を持つことが望ましい場合がある。

#### 産業界と接触する

食品規格の策定における鍵となるステークホルダーは、食品産業である。したがって、できるだけプロセスの早期に、コーデックス・コンタクト・ポイントは、存在している場合は、国内の食品産業団体、あるいは食品の生産や加工、輸出入に携わる商業施設 [commercial

establishments]と接触することが推奨される。

再び重要なのは、コーデックス・コンタクト・ポイントが産業を特定することだけではない—その特定には氏名、電話番号、可能であればEメールアドレスを含めるべきである。政府との接触の場合と同様に、多様な業界代表者との簡単な顔を突き合わせての会議は、彼らをその国のコーデックスの作業に慣れ親しませるためにも開催されるべきである。

この接触は、関係するコーデックス問題についての産業界からの情報提供の要請を容易にするだろう。ただし、国の見解の中身に関する最終決定は政府にあること、どの程度産業界からの情報提供を国の見解に組み込むかを決定するのは政府の責任であることを忘れるべきではない。

### 消費者と接触する

消費者は、コーデックスに重要な役割を果たし、そして食品安全に関する責任を有する。また、コーデックス問題についての意見の表明にバランスを確保するために、消費者にもプロセスに参加してもらう必要がある。したがって、コーデックス・コンタクト・ポイントは、消費者に関連する問題についてのコミュニケーションを活発にするために、国内の消費者団体と接触するべきである。先と同様に、産業界の場合のように、国の見解の中身に関する最終決定は政府にあり、どの程度消費者からのインプットを国の見解に組み込むかを決定するのは政府の責任である。

### 国内における連携を高めるための機構を創設する

利害を持つすべてのステークホルダー<sup>1</sup>間のコミュニケーションが不十分であれば、国内コーデックス活動は効果的とならない。このコミュニケーションを実現する手段は、コーデックス・コンタクト・ポイントによって計画および調整されるべきである。このコミュニケーションが生じることを確保するために多くの国で採用されている1つの機構は、コーデックス国内委員会[NCC: National Codex Committee]を設立することである。国がそういった委員会を創設することを望むのであれば、提案される機能および考えられる構成員は第3節において論じられている。

NCCは国の要求を反映する傾向があるので、それらの構成および組織はさまざまであるだろう。しかしながら、NCCは、議論の場や、そして国の見解の作成および、コーデックス提案または政策に対する、回答のための場を提供することができる。

しばしばコーデックス・コンタクト・ポイントは、NCCの事務局としての役割を果たす。け

---

<sup>1</sup>本パッケージの目的のために、「利害を持つステークホルダー」という用語は、食品安全および食品に関する規格設定に利害を持つ政府職員、消費者、産業界、学界および保健専門家を意味することとする。

れども、先と同様に、そのニーズに最も適した組織体制を決定するのはその国次第である。国の経験についての詳しい情報はモジュール 3.2 に載せられている。

## コーデックス・ワークショップを行う

ひとたびコーデックス・コンタクト・ポイントが、利害をもつ多様なステークホルダー団体の代表と面会したならば、国際食品規格設定機関としてのコーデックスの、そして国のコーデックス・プログラムが国際規格設定活動とどのように関わり合うのかについての理解を容易にするために行うコーデックスのワークショップが提案される。

添付の視覚教材を含む本パッケージの第 2・3 節は、そのようなワークショップの開催のための枠組みを提供している。

## 報告書を配布する

ステークホルダーとかかわり、コーデックス会議で議論された課題を意識させる第一歩は、その国に関係するコーデックス部会の報告書の最新版を配布することである。報告書の中で、ステークホルダーにとってとりわけ興味深い議題を扱う特定のパラグラフに対して注意を喚起することは役に立つだろう。

その上、報告書の配布は、受け取り手を関連する課題に精通させるだけでなく、コーデックス文書の書式および言葉遣いを意識させるのにも役立つ。

## 書面によるコメントの提出を開始する

書面によるコメントの提出は、国内コーデックス・プログラムの実施における、最初の、そしてしばしば最も重大なステップであるということが理解されなければならない。書面によるコメントは、通常はコーデックス事務局に要請された際、会議前に提出される。これらのコメントは他の言語に翻訳され、他の国々と共有される。しかしながら、各国が締め切りに間に合わないときは、書面によるコメントを作業文書で提供し、それらを会議室文書 [CRD : conference room document] としてコーデックス会議で配布することを要請してもよい (ただし原語にてのみ)。CRD の乱用は、それらが会議前に配布されないこと、そして既に満載の会議の議題を伸ばしすぎるかもしれないので、奨励されない。各国が財政的制約によりコーデックス会議に出席するのが困難である場合は、書面によるコメントの提出は重要である。コーデックス作業への参加は書面によるコメントの提出から始まり、そして国の渡航能力にかかわらず、これらの提出によりその意見を知らせることができる。もちろん、コーデックス会議への出席は、加盟国によってなされる口頭での発言[介入]を通じて、国の見解に対して部会の注意を喚起する機会を提供し、そして国の見解を推し進める更なる機会を提供する。

コーデックスの議題に関連する多様な回覧状 [CLs : circular letters] やワーキングペーパーは、しばしば各国にコメントを提出するよう要請し、またそれらのコメントの提出期限も書かれている。コーデックス・コンタクト・ポイントは、その国が確かにコメントを提出すること、期限内にそうすることを確保すべきである。第3節は、国の見解を作成し、提出する様式についてより具体的な情報を概説している。

コメントは、準備中の特定の規格や、与えられた題目について準備されたワーキングペーパー、コーデックスの手続きに関連する問題を含む幅広い話題について提出されうる。

### 地域の連絡窓口／連絡網（ネットワーク）を形成する

一国における重要な関心事や課題は、その地域内の他の国によっても共有されるかもしれない。したがって、コーデックス・コンタクト・ポイントが、その地域内の他国のコーデックス・コンタクト・ポイントと接触することが推奨される。1つの地域内の加盟国間の連携は、提出されるコメントの有効性を高めることができる、すなわち、3カ国が書面によるコメントにおいて同じ見解を示すのは、1カ国よりも有効である。さらに、資源は通常限られているので、各国が資源を結集させて、その地域の見解を表明することができるコーデックス会議へ1国が出席する資金を出す方が、数カ国が個別の出席のための資金を得ようとするより実行可能性が高い。もう1つの実用的な選択肢は、関係国すべてが会議に出席できない場合に、同じ見解にある他の国に、1カ国以上を代表して関心事を提起することを依頼することである。

地域の連絡窓口にとっての重要な場は、FAO/WHO 地域調整部会である。このような理由で、FAO/WHO 地域調整部会の会議への出席は、地域内の見解の調整のための機会を提供することから、優先事項とみなすことができる。地域的な調整者の重要な役割は、執行委員会を通じて、その国にとって重要な問題を推進すること、例えばコーデックス委員会の注意を、その地域にとりわけ重要な問題についてのコーデックス委員会の作業方向に向けることである。これはその地域における各国が、彼らの地域外の他の国々と連絡網を形成する機運を高める。より詳しい情報は、モジュール 2.3 において提供されている。

### 政府高官に対する定期報告の準備を行う

政治家や上級職員が、その国に重要なコーデックス問題について十分に情報を受けていることを確保するために、コーデックス・コンタクト・ポイントは定期報告を準備すべきである。これらの報告は彼らの注意を、その国特定の利害があるコーデックス規格の状況に向けさせるべきであり、あるいはその国に影響を与えるかもしれない国際的なレベルでの政策決定のすべてを知らせるべきである。



## 視覚教材

### モジュール 1.1-1.4

#### FAO/WHO コーデックス トレーニングパッケージ

コーデックス活動への参加を向上  
させる

FAO および WHO による開発

#### FAO/WHO コーデックス トレーニングパッケージ

##### 第 1 節

国内コーデックス活動の設立と  
維持

モジュール 1.1-1.4

#### コーデックスとは何か

- ・ コーデックスとはコーデックス委員会の通称である
- ・ コーデックスには国際食品規格を作成する権限が与えられている：
  - 消費者の健康を保護するため
  - 食品貿易における公正な慣行を促進するため
- ・ 2005年3月時点で、コーデックスは加盟国171カ国および加盟団体1団体で構成されている

#### コーデックスはなぜ重要なのか

- ・ 世界食品貿易の発展
- ・ 国家間の食品貿易の増加
- ・ 消費者の健康を保護する適切な規格を作成する重要性

#### コーデックスはなぜ重要なのか（続き）

- ・ コーデックスは、情報交換のためのフォーラムを提供する
- ・ WTO 協定下におけるコーデックス規格の地位
- ・ WTO 加盟国の、コーデックス規格設定作業における、彼らの資源の許す範囲内で、可能な限り完全に参加する義務

#### 国のコーデックス・コンタクト・ポイント

- ・ コーデックス活動の調整者であり中心
- ・ コーデックス事務局とのリンク
- ・ 関係省庁、産業界、消費者団体とのコミュニケーションを支援する
- ・ 通常は政府部局もしくは省庁に設置される

## モジュール 1.1-1.4 (続き)

### なぜ FAO/WHO 地域調整部会は重要な のか

- ・ 食品コントロールに関するその地域のニーズを定義するため、そして食品コントロール基盤の強化を促進するため
- ・ 技術的ニーズが特定でき、勧告が母体機関の注意を引くことができるようになる
- ・ その地域の加盟国の他の専門家と作業上の関係を築く機会

### 必要となる資源

- ・ 食品科学/食品安全の経験をもち、および/もしくは研修を受け、少なくとも自分の時間の 25%をコーデックス問題に充てることのできる専門職員 1名
- ・ 自分の時間の 25%~30%をコーデックス・プログラムの運営問題に充てることのできる事務補佐員 1名
- ・ この時間の割り当ては、国による、コーデックスへの最小限の参加(すなわち FAO/WHO 地域調整部会)に基づく

### 必要となるインフラ資源

- ・ 専門職員は、インターネットにアクセスし、Eメールを受信することができるコンピュータ、そして最新のソフトウェア性能を保持していなければならない
- ・ コピー能力、書類整理棚、電話、FAX などを含むオフィススペース

### 初期の活動

- ・ 他の関係省庁と接触する
- ・ 産業界と接触する
- ・ 消費者と接触する
- ・ 国内における連携のための機構)
- ・ コーデックスのワークショップを行う
- ・ 報告書を配布する
- ・ 書面によるコメントの提出を開始する
- ・ 地域の連絡窓口/連絡網(ネットワーク)の形成
- ・ 政府高官に対する報告

## 第2節

# コーデックスの組織を理解する

## 目次

- 23 はじめに
- 24 モジュール 2.1 コーデックス：歴史的観点
- 24 国連食料農業機関
- 24 世界保健機構
- 25 コーデックス・アリメンタリウス・エウロパエウス
- 25 コーデックス委員会
- 26 コーデックスの評価
  
- 27 モジュール 2.2/コーデックスとは何か
- 27 コーデックス委員会の規約
  
- 30 モジュール 2.3/コーデックスはどのように組織されているか
- 30 コーデックス委員会の組織構造
- 32 ボックス 2.3.1/コーデックスの組織図
  
- 36 モジュール 2.4/わが国はどの部会に参加すべきか
- 37 一般問題部会
- 39 個別食品部会
- 41 FAO/WHO 地域調整部会
- 42 政府間特別部会
- 43 応用問題 2.4.1/コーデックス部会の優先順位の決定
  
- 44 モジュール 2.5/コーデックス部会はどのように機能するか
- 44 コーデックス部会：機能、構成そしてホスト国の責任
- 47 会議の運営
- 50 ボックス 2.5.1/暫定的議題の例
  
- 54 モジュール 2.6/コーデックスはどのように規格を策定するか
- 54 プロジェクト文書
- 55 コーデックス規格の策定に関する手続き
- 57 コーデックス規格の修正
- 57 コーデックス手続きマニュアルに関する修正

- 56 ボックス 2.6.1/コーデックス規格、指針、関連文書の策定に関する 8 ステップ手続き
- 56 ボックス 2.6.2/コーデックス規格、指針、関連文書の策定に関する 5 ステップの加速手続き
  
- 58 モジュール 2.7/コーデックス文書を理解する
- 58 コーデックス手続きマニュアル
- 59 コーデックス会合のワーキングペーパー
- 63 採択された文書
- 60 ボックス 2.7.1/活動中のコーデックス下部機関に対する ALINORM 番号
- 61 ボックス 2.7.2/コーデックス組織に対する文書参照システム
- 62 ボックス 2.7.3/回覧状の例
  
- 64 モジュール 2.8/コーデックス規格にフォーマットは存在するか
- 64 なぜ標準フォーマットが使われるべきなのか
- 65 コーデックス規格に関するフォーマット
- 68 問題 2.8.1/コーデックス個別食品規格のフォーマット
  
- 69 モジュール 2.9/コーデックス委員会とコーデックス規格の違いは何か
- 69 コーデックス規格の目的と範囲
- 69 コーデックス規格の構成
- 70 これらの規格はどこで見つけられるか
- 70 ボックス 2.9.1/コーデックス規格の構造
  
- 71 モジュール 2.10/コーデックス規格と WTO の関係はどのようなものか
- 71 コーデックス作業に重要な貿易協定
- 71 SPS 協定下の加盟国の権利
- 72 コーデックス規格と SPS 協定の関係
- 72 TBT 協定
- 73 SPS 協定と TBT 協定の類似点
- 73 SPS 協定と TBT 協定の違い
- 74 WTO 設立以降のコーデックス
- 75 なぜ WTO はコーデックス規格を食品安全の基準として参照するのか
- 74 ボックス 2.10.1/コーデックス規格と SPS 協定、TBT 協定の関係
- 77 視覚資料